

平成22年12月7日  
教育運営委員会了承

## 学位請求論文をめぐる不正行為の再発防止について

### 1. 経緯と趣旨

平成22年3月、東京大学は、当時大学院工学系研究科助教であったアニール・セルカン（以下「アニール元助教」という。）に対し、本学在学時の博士に係る学位請求論文（以下「博士論文」という。）に関する重大な不正行為の事実を認定し、博士の学位の授与を取り消す措置をとるに至った(参考資料1)。

本学では、当該不正行為の疑いを把握して以来、本件が当該部局の問題に止まらない重大な事案であると受け止め、本年1月、各研究科（教育部を含む。以下同様。）の長などから構成される教育運営委員会（以下「本委員会」という。）の下、東京大学教育運営委員会規則第8条に基づき、学位審査の在り方等に関する特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を設置した。特別調査委員会は、佐藤慎一理事・副学長を委員長とし、学外有識者を交えた構成により、次の三つの任務を担って調査審議を進めた（参考資料2）。

- ① 問題事案に係る学位審査の実態の検証と原因の究明
- ② 当該部局及び全学における学位審査体制の点検・評価
- ③ 学位審査その他の問題事案の再発防止に必要な事項

11月16日、特別調査委員会からの報告は、本委員会の上承を得て、濱田純一総長に提出された。当該報告は、今回の問題事案の原因・背景を総括（参考資料3）した上で、種々の再発防止策を提案しており、教育研究評議会（11月22日）、役員会（11月25日）の議を経て、それらの再発防止策を確実に実行していくことが確認された。また、特別調査委員会の報告に至るまでの間、不正行為への厳正な対応を期する観点から、東京大学学位規則の改正を含む所要の規則整備が進められてきた。

以上の経緯を踏まえて、本委員会は、各研究科が再発防止に取り組むための基礎資料として、特別調査委員会報告に基づき、この文書を取りまとめた。この資料では、早急に講ずべき再発防止策として、研究倫理規範の再確認とガイドラインの作成、学生の研究倫理意識の醸成、学位審査体制の点検と厳正化それぞれについて、全学的に留意すべき点を取りまとめた上で、問題事案への厳正な対応について述べている。

### 2. 研究倫理規範の再確認とガイドラインの作成

研究倫理教育の目的は、言うまでもなく、論文作成の在り方を含め、研究に携わる者として求められる規範を自主的に遵守する人間の育成である。このため、大学教育において、

まずもって必要なことは、その規範の内容を教員自身が再確認し、正しく学生に理解させることである。研究に関する規範は、学内外において、様々な形式・内容によって明文化されてきている。それらの関係性については参考資料4に示すとおりである。

学外では、例えば、政府レベルで「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年）が文部科学省によって示されており、各種の資金配分団体もこれに準拠してルールを整備している。また、日本学術会議では、「科学者の行動規範」（平成18年）を定めている。これらは、拘束力の度合に違いはあるが、分野共通・普遍性を持った公的な指針である。

一方、各学会においても、それぞれの分野の特性に応じた倫理綱領や行動規範が策定されている。例えば、今回のアニール元助教をめぐる問題を生じた建築分野においても、平成11年に日本建築学会が倫理綱領及び行動規範を策定・発表しており、倫理教材の開発も進められてきている<sup>1</sup>。建築学を含む工学の分野では、教育プログラムについて国内外の認定機関（ABET、JABEE）が存在し、これらはいずれも技術者倫理を必須の学習・教育目標として位置づけ、審査・認定活動を行っている。

こうした学外の規範に対応して、学内においても、規範を明らかにし、その遵守を確保するための措置が講じられてきた。「本学の拠って立つべき理念と目標を明らかにするため」に制定（平成15年）された東京大学憲章（以下「憲章」という。）においては、前文の中で、「大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている」としている。また、「教育の目標」の項においては、「各分野の指導的人格を養成する」ことが謳われており、その営みの中に研究倫理教育を適切に位置づけていく必要があることは言うまでもない。さらに、研究の説明責任の重要性を掲げている憲章の理念に照らすならば、研究に関わる者は、行動規範を確実に遵守していることを積極的に社会に示していくことが求められる。これら憲章の関連記述については参考資料5に示すとおりである。

しかし、遺憾ながら、憲章の策定後も、研究倫理をめぐる問題事案が生じていることから、科学研究の基本的な作法を行動規範として再確認することを目的として、平成18年に「東京大学の科学研究における行動規範」（参考資料6）、「東京大学科学研究行動規範委員会規則」（参考資料7）を定めた。この行動規範においては、科学研究に関する不正行為として、捏造、改ざん、盗用等を挙げている。アニール元助教をめぐる問題を契機として、科学研究行動規範委員会では、本年11月に全教員・大学院学生に向けた啓発資料（参考資料8）を作成しており、今後、それを活用した規範の趣旨を徹底していくことが期待される。

一方、再発防止に向けては、各研究科において学術論文作成における不正防止のガイド

---

<sup>1</sup> 日本建築学会は、倫理綱領等の他、平成14年に「論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規定」も決定している。なお、本報告の建築分野に関する記述は、日本建築学会『日本建築学会の技術者倫理教材』（平成21年、丸善）によっている。

ラインの整備が進められている。工学系研究科においても、再発防止策の一環として、7月にガイドライン（『科学研究における倫理』）を整備して教員・学生に配布している（参考資料9）。前述のとおり、既に学内外で様々な規範が公表されているが、本委員会としては、各研究科においてガイドラインを改めて作成することの意義として、次の点を確認しておきたい。

- ① 論文作成の望ましい在り方を含め、研究倫理教育の具体的な進め方については、各学問分野の特質や当該部局の実情を踏まえたものであるべきこと（分野共通・普遍的な内容だけでは、教育指導に当たって有効な指針とならないと思料されること）。
- ② 各種の規範を内面化し、研究倫理教育に関する理解を深めるためには、各研究科自身が主体となってガイドラインを作成することが有効であり、最善のファカルティ・ディベロップメントとなること。

もとより、各研究科で作成するガイドラインの内容については、処分の対象となる不正行為の定義といった基本的な部分において、「東京大学の科学研究における行動規範」や「東京大学科学研究行動規範委員会規則」の規定や解釈と齟齬することがあってはならない。個別の規範は、分野共通・普遍的な諸規範との間で、整合性が確保されるように留意されなければならない。

なお、本学では、修士及び博士の学位の授与において各研究科長に大きな責任が課せられていること、また、研究科の構成と学位分野の種類は概ね対応する関係にあること（参考資料10）から、研究科という単位でガイドラインを作成することが適当であると考えられる。ただし、細分化している学問分野の特性を考慮するならば、専攻単位で、当該分野の学会等の倫理綱領や行動規範を参照しつつ、留意すべき事項を記述することも考えられる。したがって、各研究科で作成するガイドラインの内容・構成の検討に当たっては、全専攻共通の内容に止めるのか、更に加えて個々の専攻固有の内容を含めるのか、研究科全体のガイドラインの他に専攻単位のガイドラインを作成するのか等に関しては、個々の研究科の責任において適切に判断されるべきものとする。

各研究科に対しては、このような点に留意して、本年度内にガイドラインを作成して、研究倫理教育の推進に活用していくことを求めたい。

### 3. 学生の研究倫理意識の醸成

研究倫理に関しては、ガイドラインに基づいて、入・進学時等のガイダンスや授業、指導教員による論文指導などの適切な機会を通じ、その内容の浸透を図っていくことが必要である。

本年4月の調査結果では、例えば、授業外のガイダンスで取り上げている研究科（人文社会系、工学系、医学系、情報理工学系の各研究科、学際情報学府、公共政策学教育部）、

研究倫理を明示的に取り上げた授業科目を開設する研究科（工学系、新領域創成科学の各研究科）などが見られる。

そうした教育方法の取捨選択と具体的な指導の在り方については、それぞれの研究科や教員個人の責任において、主体的に創意工夫されるべきである。ただし、単に規範の内容を一方向的に教え込もうとするのみでは、その規範の内面化、道徳的自律性（moral autonomy）の確立は期し得ないという点には十分留意する必要がある。そして、単に個々の教員の取組に委ねるのみならず、各研究科の教員団が、研究倫理教育の実施方針に関する共通認識に立って、一致協力した取組を展開していくことが不可欠である。

そこで、本委員会としては、組織的な取組の一つとして、宣誓文の提出について提案したい。これは、学位請求論文を作成する学生から、研究倫理に関する諸規範を遵守していること等を宣誓する内容の文書を提出してもらう仕組みである。その文面としては、大学院の課程を修了する博士（いわゆる課程博士）を念頭に置くなれば、次のような内容が考えられる。

#### 【宣誓文の参考モデル】

#### 宣 誓

- 一 私は、東京大学憲章の理念を体し、大学及び研究者の社会的責任を認識しつつ、真理を誠実に探究した成果として、本学位請求論文を作成いたしました。
  - 一 私は、博士の学位とは、自立した研究活動を行うに足る資質・能力を有する者に授与されるものであり、学位請求論文は、それを証するに必要な独創性・新規性を備えているべきことを自覚しています。
  - 一 私は、本学位請求論文の作成に当たって、「東京大学の科学研究における行動規範」及び東京大学大学院〇〇研究科のガイドライン「××××」を熟読し、そこに記された内容を正確に理解しており、これらをはじめとする諸規範を遵守しています。
- 以上のことを、私の良心にかけて宣誓いたします。

こうした仕組みを導入する趣旨としては、学位請求論文に関する倫理的責任を当該学生に自覚させることをはじめ、論文指導に携わる教員に対し、研究倫理教育の充実を促すこと、研究科等で作成するガイドラインの実効性を高めることなどがある。

また、「参考モデル」の第二項は、博士の学位の在り方及び学位請求論文の基本的要件（独創性、新規性）に関する東京大学の見解を明確にするという性質も有している。この内容は、中央教育審議会答申などで示された考え方（参考資料11）とも整合するものであり、一般的な妥当性・通用性を備えていると認識している。

本委員会としては、各研究科において、この宣誓文の「参考モデル」を踏まえて適切な仕組みを設けることを求めたい。仕組みの導入に向けた本委員会の基本的な考え方は以下

のとおりである。

- ① 宣誓文提出の仕組みについては、博士に係る学位請求論文に限定して全学的な導入を求める一方、他の種類の学位に関して同様の仕組みを導入するか否かについては、各学部・研究科の裁量とする。
- ② 当該モデルは参考資料として位置づけられるものであり、実際の宣誓の文面に関しては、各研究科の任意とする（ただし、最低限、第三項の趣旨は担保するようにする。他の二項は、ガイドラインの内容に盛り込むことで担保することも考えられる）。
- ③ 宣誓文は論文と併せて提出することを原則とするが、合理的な理由がある場合には、宣誓文の提出を求める時期・手続きに関し、各研究科において弾力的に対応できることとする。
- ④ 宣誓文提出の仕組みを導入するため、各研究科においては、本年度中に必要な制度上の手当てを行う（例えば、各研究科の規則中に規定される学位申請書の様式を変更する方法が考えられる）。

なお、「東京大学学位規則」上、大学院の課程を経ない者等が博士の学位の授与を申請するときは、論文及び申請関係書類を総長に直接提出することとなっている。大学院の課程を修了する博士との性質の相違を踏まえるならば、前述の申請に当たっては、「東京大学の科学研究における行動規範」の熟読と諸規範の遵守について宣誓してもらえば足りるものと考えられる。このような考え方に立って、博士の学位の申請関係書類の様式に係る定めについても、所要の改正を併せて検討することが適当である。

#### 4. 学位審査体制の点検と厳正化

本学において、学位を取得するために必要な手続き等に関しては、全学的な大綱的枠組みの他、各研究科それぞれの規則・内規・申合せ等によって、ルール化されている。博士の学位の取得に関する全学的な枠組みについては、「東京大学大学院学則」及び「東京大学学位規則」において定められているが、論文審査の方法や審査委員会での議決方法等に関しては規定されていない（参考資料12）。

一方、本委員会は、特別調査委員会報告が指摘したとおり、「学問の多様性を尊重し、各研究科の自主性・自律性を重視するという従来の大学運営の基本的な在り方を前提とすること、各研究科に対し、学位審査、論文指導、研究倫理教育などの細部にわたる一律的な対応を求めないことが適当である」という立場をとっている。

したがって、本委員会としては、各研究科における学位審査体制に関する実態、ルールの点検を促し、その結果を踏まえて必要な措置をとることを求めるものである。その際の基本的な観点は、「審査委員会の主査の独断や恣意によって審査結果が左右される可能性がないかどうか」（特別調査委員会報告）、審査の厳正性が確保されているかということであ

る。この観点から点検を行うに当たって留意すべき主な事項は、次のとおりである。

【学位審査体制の点検に当たっての主な留意事項（例）】

- ① 学位審査に至るまでの論文指導がきめ細かく、かつ厳格に行われ、そのプロセスが学生にとって明確なものとなっているか。
- ② 本審査に先立って行う予備審査の実施又はこれに代わる他の方法によって、審査プロセス全体の厳格性を確保しているか。
- ③ 当該分野の実情に応じた審査の観点や合格の要件（独創性・新規性など）について、共通理解は確立されているか。
- ④ 審査に関連する諸活動や手続きについて、必要な時間が確保されているか。
- ⑤ 審査委員会の設置・運営については、以下の点について明確にされているか。
  - ・ 審査委員の要件
  - ・ 指導教員の関与の在り方についての方針（関与を認める場合の説明責任の履行）
  - ・ 主査の選任の方法
  - ・ 主査・副査の役割・責任、それぞれの専門家としての独立性の確保
  - ・ 審査委員の合議の機会の確保及びその結果の確認方法
  - ・ 合否に関する議決の方法
- ⑥ 以上の諸点に関する基本的事項について、研究科・専攻それぞれにおいて、規則・内規・申合せ等の形式により、適切に定められているか。
- ⑦ 学位審査の手続きに関する各専攻の定め及びその運用について研究科長が把握し、必要な指導・助言を行い得る体制がとられているか。

以上の留意事項（例）の具体的な内容は、今回の問題の原因として総括した内容と対応したものである。また、円滑な博士の学位授与の促進や厳正な学位審査体制等の確立については、中央教育審議会答申などにおいても求められており（参考資料11、13）、そうした内容も併せて参考とすることも適当である。

現状では、規則・内規等において、審査委員会の構成や運営に関する重要事項が必ずしも明確になっていない部分もあると考えられるので、各研究科においては、本報告の掲げる留意事項（例）を踏まえて、関係規則・内規等の点検と必要に応じて改正等の作業をお願いしたい。

なお、特別調査委員会では、指導教員が審査委員会の構成員（あるいは委員）となることの是非についての議論を行った。現状（本年4月の調査結果）では、指導教員が審査委員会に参加すること、あるいは審査委員会の主査となることを禁じる研究科が一部にある

が、大部分の研究科は、これを認める体制をとっている。これに関する意見は様々であり、また、国際的にも学位審査において指導教員が参加することは珍しくない。このため、本委員会としては、特別調査委員会報告のとおり、各研究科へ一律的な対応は求めない。ただし、指導教員の審査への関与について、一種の利益相反関係となる可能性があるとの指摘も踏まえるならば、指導教員の参加を認める場合にあっては、その参加の必要性、審査の公正性を担保する措置などについて、説明責任を果たし得るようにすることが必要であると考える。

今回の点検、その結果を踏まえた見直しにより、学位審査の手続きが明確化されたならば、以後は、その適切な履行を確保していくことが必要となる。そのための一つの方法として、審査委員会報告書に、審査の経緯に関する内容を記載することや審査委員が自筆署名を行うことなどが考えられる。また、論文作成における不正行為を含め、コンプライアンス事案に関する通報・相談窓口の在り方については、現在、学内において進められているコンプライアンス基本規則の整備の一環として検討されており、各研究科においてはその検討結果を反映した方針を定め、構成員に周知されることを望みたい。

## 5. 問題事案への厳正な対応

本学においては、以上で述べた再発防止策を徹底することが、まずもって重要なことであるが、万一、不正行為が認められた場合には、厳正な対応が必要となる。学位授与の取消しの措置については、今回の問題事案を契機として、本委員会における審議を経て、「東京大学学位規則」を改正（本年7月1日施行）して関係規定を整備（第17条を新設）するとともに、教育研究評議会（本年6月22日）においては、当該規定の的確な運用を確保するため、「学位授与の取消しに関する手続についての申合せ」を行った（参考資料14、15）。

「東京大学学位規則」では、博士のみならず全ての学位の種類について「不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」、所定の手続を経て、「総長が学位の授与を取り消し、学位記を返還させる」ことを明記するとともに、学位の授与を取り消したときは、その旨を公表することとしている。ただし、この公表に係る規定の対象は大学院学位に限定されており、学士の学位に係る公表は義務付けられておらず、公表の有無・態様については、当該事案の具体的事情を考慮して教育担当理事が決定することとなっている（教育研究評議会にて了解）。

「学位授与の取消しに関する手続についての申合せ」では、当該規則で定める「不正の方法により学位の授与を受けた事実」について、「当該学位の授与に関して、データその他研究結果の捏造、改ざん、盗用等学位審査論文の作成に係る不正行為又は金銭の授受等学位審査に係る不正行為が存すること」という定義を示している。この他、当該申合せでは、

「公平性・公正性の確保」、「部局における調査」、「学外の専門家等の助言、科学研究行動規範委員会との連携」、「当該被授与者の弁明の機会」、「部局長からの上申」、「総長による決定」、「被授与者への通知」、「再発防止策の検討」について、その手続きの在り方を示している。

なお、本学在学時に、過去の学位請求論文等に関する不正行為が確認された場合には、当該学生は退学等の懲戒処分の対象ともなる（「東京大学学生懲戒処分規程」）。また、本学教員としての採用選考時に、「不正の方法により」授与された学位について履歴書に記載するならば、解雇等の懲戒処分の対象ともなる（「東京大学教職員就業規則」）。

前述のガイドライン等に基づく指導に当たっては、研究倫理意識の醸成などと併せて、こうしたペナルティに関する基礎的な知識について学生に知らせておくことも必要である。ペナルティの的確な運用のためにも、こうした情報提供が重要である。

## 6. 結 びー東京大学の行動と責任

東京大学開学以来の不名誉な事態である本件を風化させ、教訓を学ばないとするならば、将来において、更に深刻な事態を招来することになるであろう。そのようなことは絶対にあってはならない。今後、本委員会としては、特別調査委員会の報告に即して、再発防止策の実施状況に関するフォローアップを行っていく予定である。

また、単に学位審査の在り方に限定せず、大学院教育の質保証という広い観点に立った再点検と改革が、各研究科において主体的・積極的に進められていくことが極めて重要である。本委員会は、今後とも必要な審議を重ね、そうした取組みを促していかなければならない。

こうした取組みは、東京大学のためだけに大切なのではない。日本の社会経済の発展、グローバルな諸課題の解決のためには、優れた博士人材を質・量ともに十分に育成していくことが欠かせない。そして、そうした大学院教育、学術の営みの意義について、社会全体の幅広い理解と協力を得ることが今日強く求められている。そのような中、日本の博士人材育成において大きな存在感を持つ東京大学が、自ら率先して適切な行動をしていく責任を担っているということを忘れてはならない。

本件を契機として、東京大学の博士課程をはじめとする教育、研究の活動が一層充実し、社会からの負託に応えていくよう、全教職員及び全学生が最善の行動をしていくことを強く期待したい。

平成22年 3月 5日

大学記者会加盟各社 御中  
(社会部・科学部)

東京大学広報委員会  
委員長 武田 洋 幸

## 博士の学位授与の取消しについて

東京大学は、アニール・セルカン大学院工学系研究科建築学専攻助教に対し、平成15年3月28日付けで本学が授与した博士（工学）について、平成22年3月2日に取消しを決定しました。

この決定は、東京大学評議会申合せ「学位授与の取消」における取消しの事由である「不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」に該当するためです。(参考資料①、②)

当該助教に対しては、この旨を通知して学位記の返還を要請しております。

本件に関する本学の見解、また、再発防止のため、本日付けで工学系研究科長及び総長から本学構成員に宛てて発表された文書については、それぞれ参考資料③～⑤のとおりです

なお、この件に関するお問い合わせは、下記「連絡先」までお願いします。

## 記

連絡先：東京大学本部広報グループ  
TEL：03-5841-2031

### <参考資料>

- ① 「不正の方法により学位の授与を受けた事実」の概要
- ② 本件に関する対応の経緯
- ③ 教育担当理事・副学長所感
- ④ 博士（工学）の学位授与の取消しを受けて（工学系研究科長）
- ⑤ 研究倫理の保持と厳正な学位審査について（総長訓辞）

「不正の方法により学位の授与を受けた事実」の概要

東京大学においては、アニール・セルカン氏（以下、アニール氏という。）の学位請求論文に係る盗用の疑いについて調査した結果、概要下記のとおり重大な不正行為の事実を認定し、学位の授与を取り消すことが相当であるとの結論に至った。

記

1. 当該学位請求論文（和名：「宇宙空間で長期居住を可能にする軌道上施設に関する研究」）においては、他の著作物の一部を盗用した箇所が、全文 376 ページのうち 149 ページ（全体の約 4 割）にわたって存在する。
2. その主要な部分（第 6 章）においても 120 ページのうち 53 ページ（約 4 割）について、既発表の文献資料並びにウェブサイト上に公開されている文章もしくは図表を盗用して構成している。
3. これらの広範にわたる盗用について精査すると、出典不記載に止まらず、自らの創作物であるかのように偽装した悪質な盗用と判断できる箇所が 11 箇所、その疑いがあると判断できる箇所が計 10 箇所存在する。

<悪質な盗用の態様例>

- ・ 原典における主語を著者に相当する語（I 等）に置き換える
- ・ 原典の表現に著者の関与を加筆（by the Author 等）

【取消しの根拠】

■ 「学位授与の取消」（平成 4 年 3 月 17 日評議会申合せ）

「学位規則の一部改正について、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり承認された。また、このたびの学位規則の一部改正により、第 17 条の学位授与の取消しに関する規定が削除されたが、今後とも、学士、修士、博士の学位を授与された者が、その後において、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、従来の手続きに従い、学位の授与を取り消すこととなるので、その旨ご承知おき願いたい旨発言があり、了承された。」

■ 旧学位規則の規定（平成 4 年削除）

第 17 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。  
（以下略）

平成22年1月5日  
教育運営委員会決定

### 学位審査の在り方等に関する特別調査委員会の設置について

#### 1 趣 旨

博士号授与等に関する問題事案を踏まえ、再発防止のために必要な調査審議を行うため、東京大学教育運営委員会規則第8条に基づき、同委員会の下、学位審査の在り方等に関する特別調査委員会（以下、「特別調査委員会」という。）を設置する。

#### 2 調査審議事項

特別調査委員会は、以下の事項について、当該部局の調査を踏まえつつ、必要な調査審議を行う。

- (1) 問題事案に係る学位審査の実態の検証と原因の究明
- (2) 当該部局及び全学における学位審査体制の点検・評価
- (3) 学位審査その他の問題事案の再発防止に必要な事項

#### 3 構 成

特別調査委員会は、教育担当理事・副学長を委員長とし、別紙のと通りの構成とする。

#### 4 調査結果の報告

特別調査委員会は、調査審議の結果を教育運営委員会に報告するものとする。

#### 5 庶 務

特別調査委員会の庶務は、本部学務課において処理する。

## 学位審査の在り方等に関する特別調査委員会委員名簿

平成22年4月

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
佐藤 慎一	理事・副学長(教育担当)	委員長
石井 紫郎	日本学士院会員 日本学術振興会学術システム研究センター相談役	
池田 駿介	日本学術会議・第三部幹事 東京工業大学名誉教授	4月1日より
小松 久男	人文社会系研究科長・文学部長	
武藤 芳照	教育学研究科長・教育学部長	
井上 正仁	法学政治学研究科長・法学部長	3月31日まで
山下 友信	法学政治学研究科長・法学部長	4月1日より
山形 俊男	理学系研究科長・理学部長	
清水 孝雄	医学系研究科長・医学部長	
鈴木 敏之	副理事・経営支援部長	4月1日より

### 〔担当補佐〕

大串 和雄	法学政治学研究科教授	4月1日より
佐久間 一郎	工学系研究科教授	4月1日より

## 問題事案の原因・背景

### ① アニリアル元助教をめぐる問題

アニリアル元助教の博士論文をめぐる盗用は、全体の約4割にも及ぶ広範なものであり、かつ、出典不記載に止まらず、自らの創作物であるかのように偽装工作までするという悪質性を持っており、弁護の余地のないものである。それらの行為は、同人の研究者（あるいは、それを志す博士課程学生）としての倫理・規範意識の著しい欠如に起因するものと言わざるを得ない。懲戒解雇相当との決定（本年3月31日）や科学研究行動規範委員会の調査報告書における仮裁定（本年7月23日公表）にも示されるとおり、アニリアル元助教をめぐるのは、他の論文における盗用、経歴や業績等の虚偽記載などの不正行為も確認されており、それらも同元助教の倫理・規範意識の欠如の証左と認められる。

### ② 指導教員をめぐる問題

アニリアル元助教の博士課程在学時の指導教員は、松村秀一大学院工学系研究科教授（以下「松村教授」という。）であり、松村教授は、平素の適切な教育指導を通じて今回のような事態を防止・発見することが可能だったはずである。また、松村教授は当該博士論文の審査委員会の主査でもあり、審査の責任者として厳正な評価・判定を行うべきところ、その責任を果たさなかった。①で触れたアニリアル元助教に関わる問題を看過した原因として、松村教授の教育者としての誠実性や責任感をめぐる問題を挙げざるを得ない。

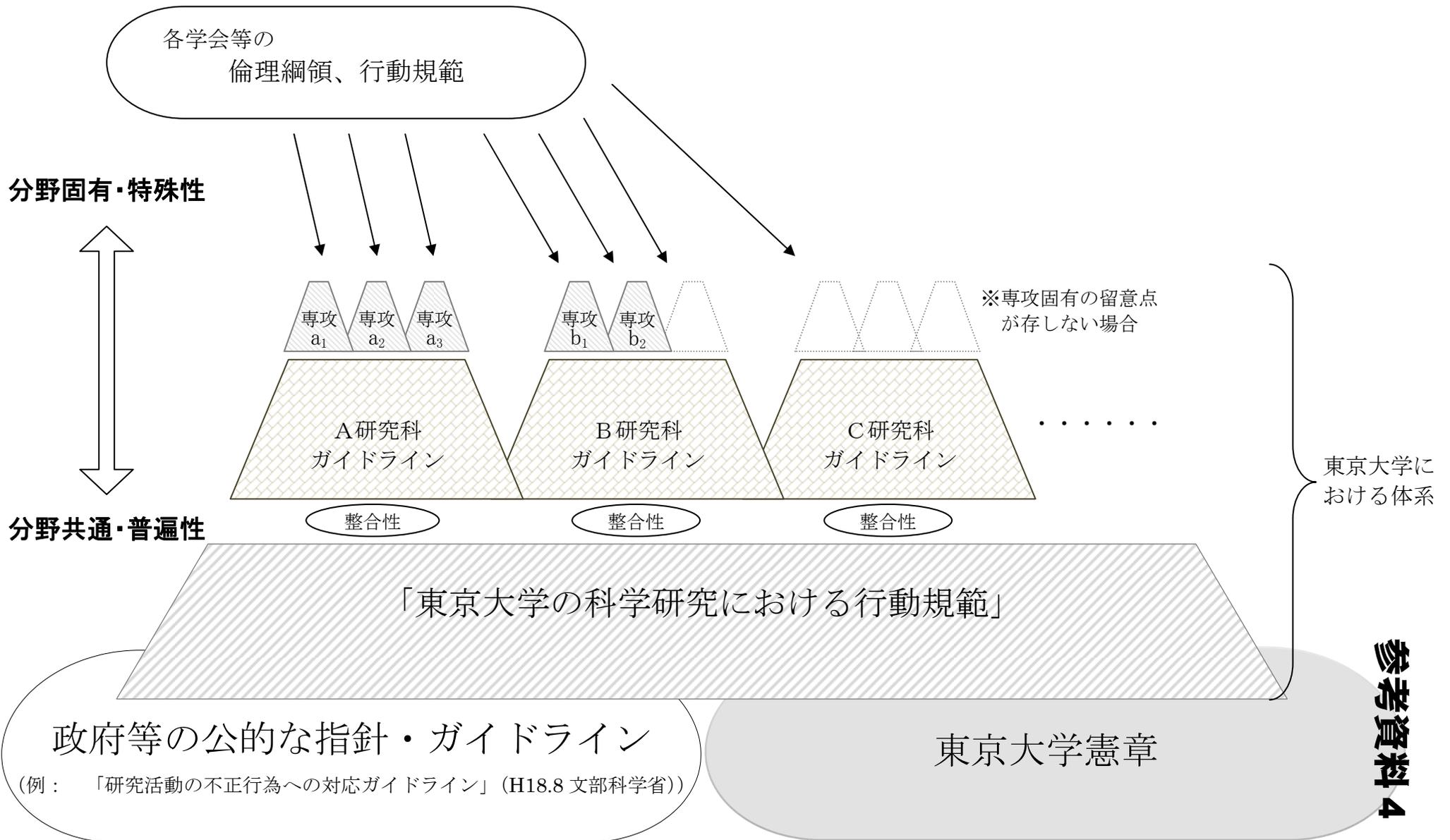
### ③ 建築学専攻をめぐる問題

建築学専攻における学位審査の在り方は、工学系研究科内において極めて特異なものであり、主査の独断的な判定が容易に通りにかねない仕組みであった。例えば、審査判定のための実質的な議論の場がほとんどなかったこと、合否・成績の評定が専ら主査の判断に委ねられていたことなどが挙げられる。さらに、本審査をめぐる諸問題に加え、予備審査が存在しなかったことも、工学系研究科内では建築学専攻が唯一であった。したがって、建築学専攻において不正行為の抑止機能が働いていなかったことが、今回の問題の背景として重要である。

### ④ 工学系研究科をめぐる問題

本学においては、学位授与の認定に当たって、各研究科の責任と判断を尊重する仕組みをとっており、本件をめぐるのは工学系研究科の学位審査等の在り方も問われねばならない。工学系研究科は、学位審査の在り方について最低限の共通的手続きを定める他、学問分野の実情を踏まえ、各専攻の自主性に任せてきたが、結果的に③に示すような建築学専攻の特異な状態を放置することとなった。したがって、専攻に対する研究科の管理機能が不全であったことも、今回の問題の背景にある。

# 研究に関する各種規範等の関係性



## 東京大学憲章（抜粋）

平成 15 年 3 月 18 日

### 前 文

21 世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが飛躍的に強まる時代を迎えている。日本もまた、世界に自らを開きつつ、その特質を發揮して人類文明に貢献することが求められている。東京大学は、この新しい世紀に際して、世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり「世界の東京大学」となることが、日本国民からの付託に応じて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する。この使命の達成に向けて新しい時代を切り拓こうとするこの時、東京大学は、その依って立つべき理念と目標を明らかにするために、東京大学憲章を制定する。

東京大学は、1877 年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の 1949 年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。

今、東京大学は、創立期、戦後改革の時代につぐ、国立大学法人化を伴う第三の大きな展開期を迎え、より自由にして自律性を發揮することができる新たな地位を求めている。これとともに、東京大学は、これまでの蓄積をふまえつつ、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることをあらためて目指す。ここにおいて、教職員が一体となって大学の運営に力を發揮できるようにすることは、東京大学の新たな飛躍にとって必須の課題である。

大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている。また、知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来により、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する。

東京大学は、国民と社会から付託された資源を最も有効に活用し、たえず自己革新を行って、世界的水準の教育・研究を実現していくために、大学としての自己決定を重視するとともに、その決定と実践を厳しい社会の評価にさらさなければならない。東京大学は、自らへの評価と批判を願って活動の全容を公開し、広く世界の要請に的確に対応して、自らを変え、また、所与のシステムを変革する発展経路を弛むことなく追求し、世界における学術と知の創造・交流そして発展に貢献する。

東京大学は、その組織と活動における国際性を高め、世界の諸地域を深く理解し、また、真理と平和を希求する教育・研究を促進する。東京大学は、自らがアジアに位置する日本の大学であることを不断に自覚し、日本に蓄積された学問研究の特質を活かしてアジアとの連携をいっそう強め、世界諸地域との相互交流を推進する。

東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。

日本と世界の未来を担う世代のために、また真理への志をもつ人々のために、最善の条件と環境を用意し、世界に開かれ、かつ、差別から自由な知的探求の空間を構築することは、東京大学としての

喜びに満ちた仕事である。ここに知の共同体としての東京大学は、自らに与えられた使命と課題を達成するために、以下に定める東京大学憲章に依り、すべての構成員の力をあわせて前進することを誓う。

## I 学術

- 1 (学術の基本目標) 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。
- 2 (教育の目標) 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。
- 3 (教育システム) 東京大学は、学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める。大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。東京大学の教員は、それぞれの学術分野における第一線の研究者として、その経験と実績を体系的に教育に反映するものとする。また、東京大学は、すべての学生に最善の学習環境を提供し、学ぶことへの障壁を除去するため、人的かつ経済的な支援体制を整備することに努める。
- 4 (教育評価) 東京大学は、学生の学習活動に対して世界最高水準の教育を目指す立場から、厳格にして適切な成績評価を行う。東京大学は、教員の教育活動および広く教育の諸条件について自ら点検するとともに、学生および適切な第三者からの評価を受け、その評価を教育目標の達成に速やかに反映させる。
- 5 (教育の国際化と社会連携) 東京大学は、世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する。東京大学は、学術の発展に寄与する者を養成するとともに、高度専門職業教育や社会人再教育など社会の要請に応じて社会と連携する教育を積極的に進める。
- 6 (研究の理念) 東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。
- 7 (研究の多様性) 東京大学は、研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指すとともに、萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。また、東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。
- 8 (研究の連携) 東京大学は、社会・経済のダイナミックな変動に対応できるように組織の柔軟性を保持し、大学を超えて外部の知的生産と協働する。また、東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。
- 9 (研究成果の社会還元) 東京大学は、研究成果を社会に還元するについて、成果を短絡的に求めるのではなく、永続的、普遍的な学術の体系化に繋げることを目指し、また、社会と連携する研究を基礎研究に反映させる。東京大学は、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かすとともに、これによって次の世代の研究者を育成する。

平成18年3月10日 教育研究評議会 了承  
平成18年3月17日 役員 会議決

### 東京大学の科学研究における行動規範

- 1 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え抜いた知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに、高い倫理観をもって努めることは当然である。
- 2 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規準に真向から反するものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼をいちじるしく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な背信行為である。  
それゆえ、科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならない。科学研究に携わる者は、実験・観測等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立場のいかんを問わず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらなければならない。
- 3 科学研究に携わる者の責任は、負託された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に支える無数の人々に思いをいたし、十分な説明責任を果たすことにより研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによってこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

## 参 考

### 行動規範及び規則制定にあたっての総長声明

科学研究は、人類が未踏の領域に挑戦して知の拡大をはかり、その成果を人類全体が共有して社会に還元することを目的とする活動である。科学研究において研究者は、科学的手法を用いた研究によって得られた知識を学術論文として公知のものとし、人類共有の資産として蓄積していく。それらの知識は、客観性や実証性に裏付けられたものであり、同時代もしくは後代の研究者による追試や評価を可能とするものであるがゆえに、その科学的根拠を科学者コミュニティが自ら保証するものである。

近代科学の歴史の中で人類が築いて来たこの科学研究の作法にしたがって行動することは、研究者の活動の自明の前提であり、現代においても研究者の基本的な行動規準である。また、今日のように、科学研究が細分化し専門化する状況の中においては、研究者がこうした行動規準を確実に遵守していることを、より積極的に社会に説明することが求められる。東京大学は大学憲章において研究の説明責任の重要性を掲げており、東京大学において科学研究に携わる者はそれを当然の原理としてきている。

しかしながら近時、この自明のはずの研究作法が遵守されていないのではないかという疑いをよぶ事態が生じていることは、まことに遺憾であると言わなければならない。大学は、科学研究を行うとともにそれを次世代に伝えるという教育機関としての責務を負っており、研究にあたっての行動規準は学問の自由と一体のものとして、きわめて厳格に遵守されなければならない。この規準に対する違反は大学の存立の根幹を脅かす重大な行為であり、大学がそうした違反を防止するための自律的な取組みを責任をもって行うことは、大学の自治の一部である。

そこで、このたび、東京大学として、科学研究の基本的な作法を行動規準として再確認するとともに、この行動規準を大学が自ら担保するための委員会制度を規則として定めることとした。こうした行動規準は、東京大学で科学研究に携わる者すべてが当然に血肉化しているはずのものであるが、万一の違反行為に対していっそう厳正かつ確実な対応が行われるようにすることが、あえてここに明文化することの目的である。

今後、研究費の獲得をめぐる競争が激しくなる中でも、科学研究の原点に対する意識をたえず喚起し、研究者が相互に忌憚なく論じ合える風通しのよい研究環境を整えることによって、東京大学における科学研究の質をさらに高めていくことに努めたいと考えている。

東京大学科学研究行動規範委員会規則 (抜粋)

平成 18 年 3 月 17 日

役員会議決

東大規則第 79 号

(定義)

第 2 条 「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次に掲げる行為をいう。

(1) データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用

(2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料又は実験試料等の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

2 「部局」とは、東京大学基本組織規則第 2 1 条及び第 4 章に規定する全学センター及び教育研究部局並びに附属病院をいう。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

2 施行日前に行われた申立てに係る手続については、なお従前の例による。

こういうことは…研究上の不正行為です。

The following acts are deemed misconduct in scientific research.

自分の主張を補強するため、架空の実験画像を作成し、論文に掲載した。

Creating an altered image of an experiment to support your claims and using it in your paper.

自分の推論に合わない実験データを除いてグラフを作成し、ポスター発表した。

Creating a chart excluding test data inconsistent with your hypothesis, and presenting the results in a poster presentation.

研究室の同僚がミーティングで発表していたアイデアを、自らのアイデアとして口頭発表した。

Presenting an idea originally set out by a colleague at a meeting as your own in an oral presentation.

インターネットで見つけた他人の文章を切り貼りして自分のレポートとして提出した。

Creating a paper by cutting and pasting someone else's essay found on the Internet and submitting it as your own.

他人の著作における主張について、主語を変えるなどの修正を施した上で自らの主張として発表した。

Modifying part of someone else's paper, for example changing the subjects of sentences, and presenting the argument as your own.

発表論文に引用文献の記載漏れを発見したが、訂正等の手続きを行わず、そのまま放置した。

Finding a citation left out of your published paper but leaving it uncorrected.

科学研究行動規範についてさらに知りたいときは、東京大学ホームページの中の「科学研究行動規範コーナー」(<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/res/res4/index.html>)をご覧ください。

Please visit the "Code of Conduct for Scientific Research" on the University of Tokyo homepage for further details (<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/res/res4/index.html>).

# 科学研究 行動規範

## Code of Conduct for Scientific Research

科学の健全な発展を目指して

Promoting the Healthy Development  
of Science

2010年11月  
November, 2010

東京大学 科学研究行動規範委員会  
Committee on Standards of Conduct in  
Scientific Research, The University of Tokyo

<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/res/res4/kihan/>  
[kenkyu-kihan@ml.adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:kenkyu-kihan@ml.adm.u-tokyo.ac.jp)

東京大学の科学研究における行動規範

本文

1 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え抜いた知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自立的に保証することに、高い倫理観をもって努めることは当然である。

2 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規準に真っ向から反するものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼を著しく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な背信行為である。

それゆえ、科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならない。科学研究に携わる者は実験・観測等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立場のいかんを問わず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらなければならない。

3 科学研究に携わる者の責任は、負託された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に支える無数の人々に思いをいたし、十分な説明責任を果たすことにより研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによってこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

# 東京大学の科学研究における行動規範

## 解説

東京大学の科学研究における行動規範(以下「行動規範」という。)では、科学研究における不正行為として、以下の3つを例示しています。

### 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

### 改ざん

データ、研究結果等を真正でないものに加工すること。

### 盗用

他人のアイデア、データ等を、了解もしくは適切な表示なく流用すること。

これらは、その頭文字をとって“FFP”と呼ばれており、本学では、典型的な不正行為であるFFPについて、調査・裁定を行う体制を整備しています。

また、行動規範では、研究者に説明責任を強く求めています。再現性を十分に確認することなく論文等を発表したり、生データや実験・観察ノート等を適切に保存しなかったりするようなことでは、研究者としての説明責任を十分に果たすことはできません。

さらに、科学者コミュニティの一員として高い倫理観を求める行動規範の趣旨からは、例えば以下のような行為は不適切な行為であり、決して行ってはなりません。

### 不適切な著者選択

論文の内容にほとんど寄与していない者を著者に入れ、逆に重要な寄与をした者を著者に入れなかったりすること。

### 虚偽記載

実際には存在しない業績等を申請書、報告書等に記載すること。

### 重複投稿

規定に反し、複数の学術誌等に実質的に同一内容の論文等を投稿すること。

# Code of Conduct for Scientific Research at the University of Tokyo

## Details

The University of Tokyo's code of conduct for scientific research (the Code of Conduct) defines the following three acts as misconduct in scientific research.

**Fabrication**  
fabricating data or findings

**Falsification**  
altering data or findings so that it contains false information

**Plagiarism**  
taking someone else's idea or data and using it as your own without consent or proper citation

Together, these acts are called “FFP.” The University has a system in place to thoroughly investigate and judge matters related to FFP.

Moreover, the Code of Conduct calls on researchers to be accountable for their research. Thus, you cannot fulfill your responsibilities concerning accountability as a professional researcher if you publish a paper and research findings without confirming reproducibility of the findings or without properly preserving raw data or experimental notes.

The Code of Conduct also encourages you to uphold high ethical standards as a member of the scientific community. Therefore, you must not engage in improper behavior such as detailed below.

**Citing authors inappropriately**  
Including among authors people who have contributed little to your paper or excluding those who have made a significant contribution

**Falsifying your record**  
Falsifying your record of achievements in application forms or reports

**Submitting to multiple publications**  
Submitting practically the same paper to several academic journals and publications against rules and regulations

# Code of Conduct for Scientific Research at the University of Tokyo

## Overview

- 1 Scientific research is indispensable for the well-being of people and the development of society. As such, scientific research findings need to be disclosed widely and subject to rigorous peer review and criticism by fellow researchers. Only then do such findings deserve to be preserved and utilized as a common asset for humanity. Under this principle, those who are engaged in scientific research activity bear the responsibility to contribute to society and, in turn, such a sense of mission becomes their source of pride. Thus it is only natural that researchers and students, as members of the scientific community, strive to ensure transparency and accountability in their research activities and to maintain the highest ethical standards.
- 2 Misconduct such as fabrication or plagiarism in scientific research runs counter to the basic code of conduct expected of professional researchers. Moreover, it may significantly erode the trust society places in the University of Tokyo as a locus of research activity, and consequently hinder scientific progress. Such unethical acts deny the very nature of scientific research and threaten to undermine its foundations, and represent a grave breach of trust towards all humanity. Therefore, as a matter of course, researchers should refrain from committing fabrication, falsification and plagiarism, and make their scientific grounds transparent, allowing for evaluation and criticism by the scientific community and society at large. Those who are engaged in scientific research activities, be it test-operators, observers, co-researchers or the head a research group, must take concrete steps to fulfill their accountability.
- 3 In view of the appropriate use of research funds given to the University, the responsible action of those engaged in scientific research is vital. Researchers must hold themselves accountable to the great number of people who directly or indirectly support the University's research activities. By doing so, they ensure the objectivity and demonstrability of their research findings. This is a fundamental prerequisite for research activity, and without it, freedom of research is unsustainable. Only by meeting these responsibilities can researchers qualify to conduct research at the University of Tokyo.

# 科学研究における倫理 ガイドライン

## はじめに

本ガイドラインは、東京大学大学院工学系研究科教員および学生への科学研究における倫理教育を目的として、日本化学会、丸善株式会社、東京大学教養学部との了承のもと、東京大学大学院工学系研究科等コンプライアンス室が作成した資料である。

平成 22 年 6 月

東京大学大学院工学系研究科

出典：日本化学会編，“研究室マネジメント入門”，丸善(2009)。

“自分の言葉？他人の言葉？—学術論文の作法—”，東京大学教養学部英語部会/教養教育開発機構(2009)。



## 目 次

1 倫 理 .....	1	5 実験データの取扱い方 .....	18
コラム 1 技術者倫理について	2	5.1 単 位	18
2 科学と倫理 .....	3	5.2 正確さ, 精度, 誤差, 有効数字	19
2.1 職業倫理と基本的な科学倫理	3	5.3 統計処理の重要性	19
2.2 倫理性向上のための制度と教育	4	5.4 異常値の取扱い	20
コラム 2 基本的な科学倫理 (原子力と生命科学の場合)	5	5.5 測定値の信頼性を向上する方法	20
3 科学における不正行為 .....	6	5.6 一次データ, 実験試料の保存	21
3.1 FFP	6	5.7 発 表 (再現・検証可能性, 客観性, 規準)	21
3.2 再現性の確認不十分	6	コラム 3 統計処理の基礎	22
3.3 引 用	6	6 不正行為を誘発する現代的な問題 .....	25
3.3.1 引用方法	7	6.1 競争, 流動性の増加	25
3.3.2 言い換え	10	6.2 研究管理機能の不足	26
3.3.3 剽 窃	11	6.3 新たな状況	26
3.3.4 出 典	12	6.4 倫理意識の低下	27
3.4 オーサーシップ	13	7 不正行為の防止について .....	28
3.5 誇張した表現	13	8 まとめ—科学と社会 .....	30
3.6 誠実な研究における間違い	14	付 表 日本学術会議「科学者の行動規範」 .....	31
4 研究室における倫理 .....	15	参考資料 日本化学会の行動の指針 日本化学会会員行動規範(補遺)	
4.1 研究室	15	行動の指針 .....	34
4.2 研究テーマの設定	16	参考文献 .....	43
4.3 実験遂行中の規範	17		
4.4 利益相反	17		

## 学位（修士・博士）の表記

平成22年4月1日

研究科	学位の表記	
	修士又は専門職学位	博士
人文社会系研究科	修士（文学） 修士（心理学） 修士（社会学） 修士（社会心理学）	博士（文学） 博士（心理学） 博士（社会学） 博士（社会心理学）
教育学研究科	修士（教育学）	博士（教育学）
法学政治学研究科	修士（法学） 法務博士（専門職）	博士（法学）
経済学研究科	修士（経済学）	博士（経済学）
総合文化研究科	修士（学術） 修士（国際貢献） 修士（欧州研究）	博士（学術） 博士（国際貢献）
理学系研究科	修士（理学）	博士（理学）
工学系研究科	修士（工学） 原子力修士（専門職）	博士（工学） 博士（学術）
農学生命科学研究科	修士（農学）	博士（農学） 博士（獣医学）
医学系研究科	修士（保健学） 修士（医科学） 公衆衛生学修士（専門職）	博士（保健学） 博士（医学）
薬学系研究科	修士（薬学） 修士（薬科学）	博士（薬学）
数理科学研究科	修士（数理科学）	博士（数理科学）
新領域創成科学研究科	修士（科学） 修士（生命科学） 修士（環境学） 修士（国際協力学） 修士（サステイナビリティ学）	博士（科学） 博士（生命科学） 博士（環境学） 博士（国際協力学） 博士（サステイナビリティ学）
情報理工学系研究科	修士（情報理工学）	博士（情報理工学）
学際情報学府	修士（学際情報学） 修士（社会情報学）	博士（学際情報学） 博士（社会情報学）
公共政策学教育部	公共政策学修士（専門職）	

## 新時代の大学院教育 ―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて― 平成17年9月5日 中央教育審議会 答申より抜粋

### ② 円滑な博士の学位授与の促進

課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進する。

#### 【具体的取組】

- 各大学院における円滑な学位授与を促進するための改善策等の実施（学位授与に関する教員の意識改革の促進、学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備とそれを踏まえた適切な教育・研究指導の実践等）
- 各大学院における学位の水準の確保等に関する取組の実施（学位論文等の積極的な公表、論文審査方法の改善等）
- 国による各大学院の学位授与に関する取組の把握・公表の実施

なお、現行のいわゆる「論文博士」については、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討し、それら学位の取得を希望する者が大学院における研究指導の機会を得られやすくなるような仕組みを検討していくことが適当である。

学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が、大学における教育の課程を修了し当該課程の目的とする能力（博士課程については、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力等）を身に付けた者に対して授与するもの、という原則が国際的にも定着している。学位に関する検討を行うに当たっては、学位が国際的な通用性のある大学教育修了者の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在り方、他の学位との相互関係等を踏まえて慎重に審議していくことが必要である。

### <博士の学位授与の現状とその改善の方向>

博士の学位授与の円滑化については、これまで、学位制度の見直しや関係者自身の意識改革とその自主的努力により、徐々に改善傾向が見られるが、特に人文・社会科学系については、いまだ不十分である。また、近年では留学生の博士学位授与率が専攻分野によっては低下傾向にある。このような状況を踏まえ、課程制大学院の本来の目的、役割である、厳格な成績評価と適切な研究指導により標準修業年限内に円滑に学位を授与することのできる体制を整備することが必要である。その際、これらの取組が大学院教育に求められる学生の個性、創造性の伸長に資する教育・研究指導を妨げるものであってはならないことにも留意すべきである。

現在、課程の修了に必要な単位は取得したが、標準修業年限内に博士論文を提出せずに退学したことを、「満期退学」又は「単位取得退学」などと呼称し、制度的な裏付けがあるかのような評価をしている例があるが、これは、課程制大学院制度の本来の趣旨にかんがみると適切ではない。また、一部の大学においては、博士課程退学後、一定期間以内に博士の学位を取得

した者について、実質的には博士課程における研究成果として評価すべき部分が少なくないとして「課程博士」として取り扱っている例も見受けられる。このような取扱いについては、各大学の判断により、何らかの形で博士課程への在籍関係を保ったまま論文指導を継続して受けられるよう工夫するなど、当該学生に対する研究指導体制を明らかにして、標準修業年限と比べて著しく長期にならない合理的な期間内に学位を授与するよう、円滑な学位授与に努めることが必要である。その際、学生の経済的事情を考慮し、博士論文の提出を目指すために標準修業年限を超えて引き続き在学する学生に対して修学上の負担の軽減措置を講ずることなども併せて検討することが望まれる。

### <円滑な学位授与を促進するためのプロセス管理等>

各大学院においては、円滑な学位授与を促進するため、学問分野の特性にも配慮しつつ、例えば、以下のような種々の改善策等を実施していくことが適当である。

- ① 学位授与に関する教員の意識改革の促進
  - ・課程制大学院制度の趣旨の徹底を図ること
  - ・博士の学位授与の要件として学位論文に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、学位の質を確保しつつ、学位論文の作成は、自立して研究活動等を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするという考え方を再認識した上で、各大学において博士論文の要求水準の在り方についても検討すること
- ② 学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備
  - ・コースワーク修了時に、学生からの申請に基づき、当該学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みを整備すること
  - ・学位論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施する仕組みを整備すること
  - ・学生の研究遂行能力を適切に把握するため、口頭試験を実施するなど、専攻分野等の理解度を確認する仕組みを整備すること
  - ・学位審査申請時期を明確化するとともに、年間に複数回申請できる仕組みを整備すること
- ③ 学位授与へと導く教育のプロセスを踏まえた適切な教育・研究指導の実践
  - ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定し、その指導を強化すること
  - ・オフィスアワーの設定等により確実に論文指導の時間を確保すること
  - ・複数の指導教員による論文指導体制を構築すること
  - ・留学生に対し英語等による論文作成を認めること
  - ・留学生の語学力に対応した適切な論文指導を実施すること

また、これらの取組のほかに、各学生の具体的な修了要件に係る在学期間は、標準修業年限を基本としつつ、当該学生の個別の能力や事情に応じて弾力的に取り扱うことが制度上可能であることを踏まえ、各大学院においてこれら早期修了や長期履修学生制度の積極的活用も期待される。

なお、円滑な学位授与の促進策の一つとして、学位の取得に至るプロセスにおいて、一定の段階に達し学位取得の見込みがあると認められる者、例えば、各大学院において、必要な単位を取得した者や試験に合格した者について「博士候補」とし、論文作成を本格的に開始するこ

となども考えられる。この場合、「博士候補」の呼称を取得することが目的化して、かえって標準修業年限内に学位を授与するという本来の目的を阻害することのないよう、留意することが必要である。

#### <学位授与のプロセスの透明性の確保等>

学位授与の促進を図る一方で、学位の水準や審査の透明性・客観性を確保することも重要であり、各大学院の自主的・自律的な検討に基づき、例えば、以下の取組を進めることが考えられる。

##### ① 学位論文等の積極的な公表

- ・博士の学位論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨について、インターネット上に公開する等容易に閲覧可能な方法を用いて広く社会に積極的に公表すること

##### ② 論文審査方法の改善

- ・論文審査委員名を公表すること
- ・論文審査に係る学外審査委員の積極的登用を図ること
- ・口述試験を公開すること

## 参考資料 1 2

博士の学位を取得するための審査（以下「学位論文審査」という。）に係る概略（東京大学大学院学則、東京大学学位規則）

1. 審査委員会の構成	1) 当該研究科又は教育部の教員 <sup>*1</sup> 5名以上 2) 当該教育会議が審査のため必要と認める場合には、当該研究科又は教育部以外の教員等を加えることができる。
2. 審査の内容	「論文の審査」、「試験 <sup>*2</sup> 」、「学力の確認」
(1) 論文の審査	審査方法等について規定なし
(2) 試験	論文を中心として、これに関連のある科目について行う。
(3) 学力の確認 <sup>*3</sup>	試問（口頭試問及び筆答試問）の方法により、専攻学術及び外国語に関して行う。（特例条項あり）
3. 審査期間	論文の提出された日から1年以内。（特別な事由を教育会議で認定すれば1年以内の延長可）
4. 審査委員会での議決方法等	規定なし
5. 審査委員会の報告	論文の審査、試験及び学力の確認の終了後、直ちに「論文の内容の要旨」、「審査の結果の要旨」、「試験の結果の要旨」及び「学力の確認の結果の要旨」に学位を授与できるか否かの意見を添えて、教育会議に文書で報告する。 <sup>*4</sup>
6. 教育会議の審議	審査委員会の報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。
議決をするための	
(1) 出席委員数	委員全員の2分の1以上の出席が必要 *公務又は出張のための欠席は委員数に参入しない。
(2) 議決数	出席委員の3分の2以上の賛成が必要

\*1 ここでいう「当該研究科又は教育部の教員」には、大学院の課程における協力講座の教員を含む。

\*2 博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者は、「最終試験」

\*3 本学大学院において博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認する。

\*4 博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者については、「論文の内容の要旨」、「最終試験の結果の要旨」

## 厳正な学位審査体制の確立に関する諸要請

### ●大学における厳正な学位審査体制等の確立について（通知）（抜粋）

（平成20年3月19日、19文科高第854号）

昨今、学位審査に関連して審査委員が収賄罪により起訴された事件や学位取得に伴い金銭の授受があった事実が明らかになる不祥事がありました。

近年、大学院教育の組織的な展開の強化と学位の国際的な通用性・信頼性の確保がこれまで以上に求められている状況において、このような不祥事があったことは、学位の国際的な通用性・信頼性を損なうことにもなりかねず、極めて重大な問題であります。

各大学においては今後かかる不祥事が生じることのないよう、下記事項に留意の上、改めて厳正な学位審査体制等を確立するようお願いします。

#### 記

1. 公開での論文発表会を実施すること、学外審査委員を積極的に登用すること等により、学位審査に係る透明性・客観性を確保するための体制を確立すること。
2. 学位審査等に関わる教員の責務等を明確化するとともに、通報・相談窓口を設置し、それらに関係者に周知すること。また、問題が生じた場合には、公正な調査を実施し、その結果を速やかに公表すること。

### ●大学における厳正な学位審査体制等の確立の徹底について（通知）（抜粋）

（平成21年5月12日、21文科高6121号）

平成20年3月19日付け19文科高第854号「大学における厳正な学位審査体制等の確立について（通知）」を発出したところです。

（略）

かかる状況を踏まえ、再度、大学における厳正な学位審査体制等の確立の徹底と、これに関係する手続等の透明化をお願いします。また、本通知及び前述の通知については、速やかに学内の関係者への周知徹底を図るようお願いします。

東京大学学位規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成22年6月24日

東京大学総長 濱田 純一

東京大学学位規則の一部を改正する規則 (平成22年6月24日東大規則第13号)

改正理由：学位の取消しについて規定するため、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>第17条 <u>削除</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(学位授与の取消し)</u></p> <p>第17条 <u>学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。</u></p> <p><u>2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。</u></p> <p><u>3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

## 学位授与の取消しに関する手続についての申合せ

平成22年6月22日  
教育研究評議会

東京大学学位規則第17条に基づく博士の学位授与の取消しに当たっては、手続の適正性を確保するため、下記のとおり取り扱うものとする。

また、博士以外の学位授与の取消しについても、この申合せに準じて取り扱うものとする。

### 記

#### (定義)

- 1 (1) 東京大学学位規則第17条第1項中の「不正の方法により学位の授与を受けた事実」とは、当該学位の授与に関して、データその他研究結果の捏造、改ざん、盗用等学位審査論文の作成に係る不正行為又は金銭の授受等学位審査に係る不正行為が存することをいう。  
(2) 不正行為の内容の解釈は、関連する法令、公的な指針及び東京大学科学研究行動規範委員会規則、東京大学教職員倫理規程等の学内規則を踏まえて適切に行われなければならない。

#### (公平性・公正性の確保)

- 2 (1) 学位授与の取消しは、被授与者の名誉等に関わる重大な措置であり、総長がその権限を行使するに当たっては、全学的な観点に立ちつつ、公平性・公正性を確保するよう努めなければならない。  
(2) 前記(1)の目的を達するため、当該学位の授与について東京大学学位規則第13条の報告を行った研究科長又は教育部の部長（以下「当該部局長」という。）は、不正行為の疑いを認知したときは、速やかに総長に報告するとともに、以後の取扱いについて教育担当理事（以下「担当理事」という。）及び本部関係事務部門と緊密な連携をとりつつ対処する。また、総長は、不正行為の疑いを認知したときは、速やかに当該部局長に対し、必要な調査を求める。

#### (部局における調査)

- 3 (1) 不正行為の有無については、当該部局長の責任において、遅滞なく調査委員会を設置し、客観的かつ公正な調査を行う。調査委員会の構成員については、原則として、当該学位の被授与者（以下「当該被授与者」という。）が所属した専攻以外の専攻に属する教員を相当数加えることとし、当該被授与者の指導教員又は博士の学位につ

き当該学位の授与を申請した際に当該被授与者を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）であった者、当該学位授与に係る審査委員会の委員等の関係者は任命しない。

- (2) 調査委員会は、特別の事情が無い限り、当該被授与者及びその指導教員又は紹介教員であった者から事情を聴取するものとし、また必要に応じ、当該学位授与に係る審査委員会の委員から、事情を聴取することができるものとする。

(学外の専門家等の助言、科学研究行動規範委員会との連携)

- 4 (1) 調査委員会は、学位審査論文に係る不正行為の有無を確認するために必要なときは、学外の専門家等の助言を求めることができる。
- (2) 当該部局長又は担当理事は、全学的見地及び研究者倫理の観点から、その不正の有無の判断基準等について特に慎重な検討が必要であると認めるときは、相互に協議の上、科学研究行動規範委員会の意見を聴くものとする。

(当該被授与者の弁明の機会)

- 5 当該部局長は、第3項の調査委員会による調査の結果、不正行為の存在が確認され、当該学位授与の取消しが相当であると認める場合においては、次項の教育会議の議決を行うに当たり、当該被授与者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該被授与者が弁明の機会を求めないときは、その弁明を聴取することなく次項の進めを進めることができる。

(部局長からの上申)

- 6 当該部局長は、第3項の調査委員会による調査の結果、不正行為の存在が確認され、当該学位授与の取消しが相当であると認めるときは、当該研究科又は教育部の教育会議の議決を経て、総長に対し、文書により学位授与の取消しの上申を行う。この文書には、当該被授与者の氏名、当該学位の種類、学位審査論文の題目、授与日、授与取消しの理由（不正行為の概要等）等の所要事項を記載しなければならない。

(総長による決定)

- 7 (1) 総長は、当該部局長からの上申を受けたときは、教育運営委員会の意見を聴いた上で、その取扱いを決定する。
- (2) 総長は、第3項の調査委員会による調査が不適切若しくは不十分であり、又は当該部局における第3項から前項までの手続に重大な瑕疵があり、若しくは前項の上申による学位取消しが全学的な見地から著しく均衡を失すると認めるときは、当該部局長に対し、再調査又は再検討を求めることができる。

(被授与者への通知等)

- 8 総長は、学位授与の取消しを決定したときは、当該被授与者に対し、文書（記載内容は、第6項の文書に準ずる。）によりその旨を通知するとともに、学位記の返還を求める。また、当該学位授与の取消しの事実の公表、公開されている当該学位審査論文の抹消、監督官庁への報告等の手続を速やかに行う。

(再発防止策の検討)

- 9 (1) 担当理事は、前項の措置後速やかに教育運営委員会及び必要に応じて科学研究行動規範委員会に対して、報告を行う。
- (2) 教育運営委員会は、担当理事及び当該部局長からの説明を受けた上で、再発防止策の在り方について審議する。
- (3) 教育運営委員会のもとに、再発防止策の在り方について審議させるため、特別調査委員会を設置することができる（第7項(1)に係る審議を行う場合を含む）。この特別調査委員会の構成員には、必要に応じ、学外の有識者を加えることができる。